

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

小山市

2 構造改革特別区域の名称

小山市英語教育推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

小山市の全域

4 構造改革特別区域の特性

小山市は栃木県南部にあり、国道4号線・新4号線・50号線の幹線国道とJR宇都宮線・東北新幹線・両毛線・水戸線とがそれぞれ東西南北に走り、陸上交通の要衝として発展してきました。あわせて東京から60kmという地の利を生かし工業団地や住宅地も次々と増え、現在では人口が16万人に迫る勢いであり、県下第3の都市として名実共に躍進を続けています。市内には国外へも輸出している電気製品・機械製品等の主要工場が進出する一方、県内有数の農業地帯ともなっており、特に黒毛おやま和牛や地酒などは「おやまブランド」としての認知度を高めつつあるなど、今後さらなる発展の力を秘めた将来性のある都市です。

現在、社会・経済等のグローバル化の進展に伴って市内の外国人労働者も年々増加する傾向にあり、本市の外国人登録者は、平成16年8月末現在で約4,700人となり、市の人口の約3%を占めるに至っています。いまや市民の34人に1人は外国人であり、県内市町村別で2番目に高い比率となっています。今後も外国人の定住化が進むことが予想され、在住外国人との共生は重要な課題となっています。

そのような中、本市では、小山市長期ビジョン「新おやま21ビジョン」(平成16年3月策定)の中で、『明日を拓き 伸びゆく小山 ほんもの主義』をスローガンと掲げました。その中で、これからの小山市の方向性を示す理念の一つとして「交流・ネットワークで輝くまち“おやま”」を掲げ、「広く活発に交流・連携するグローバル都市(交流・国際化)」を具体的な未来の姿として描いています。つまり、国際理解教育や外国語教育の充実によって、世界に羽ばたく国際感覚豊かな人材を育てるとともに、様々な分野での国際交流活動や世界の人々とのふれあい・コミュニケーションを進め、外国人にとっても親しみやすく、住みやすい、グローバル都市“おやま”を目指しています。

これまで本市は、市民の異文化理解と世界に開かれた地域づくりを推進していくため、平成6年に中国遼寧省本溪市と姉妹・友好都市を結び、平成14年には将来を見据え英語圏との交流を進めるため、オーストラリアクイーンズランド州ケアンズ市とも友好交流都市として提携しました。本溪市とは隔年でお互いに訪問し合うなど交流を積極的に推進しているところです。平成14年に市内中学校の代表生徒が本溪市を訪問した際には、お互いの言葉の壁を乗り越えるため、意思伝達手段として世界言語である英語を活用する試みもなされました。一方、ケアンズ市には平成15年度より中学3年生を公募により選出し、

夏休みを利用して派遣しています。ホームステイや学校訪問などを通し、広い視野と豊かな国際性に富み、真の国際人としての能力や態度を身につけた中学生の育成に努めているところです。

また、本市では、平成 6 年 9 月に小山市国際交流協会を設立し、インターナショナルフェスティバルなどの交流事業や「子ども向け外国語講座（英語編）」などを実施しています。市民を主体とした幅広い分野における国際交流及び国際協力を通じて、諸外国の人々との相互理解と友好親善を推進しています。

一方、学校教育の場では、小山市立小山第二小学校が平成 8 年度から平成 10 年度まで文部省指定の研究開発学校として英語活動の研究に意欲的に取り組みました。その後、その研究成果を活かす形で英語活動に取り組む小学校が年々増え、平成 14 年度からはすべての小学校で国際理解教育の一環として英語活動に取り組むに至っており、英語教育に対する機運が高まりつつあります。

現在、小学校（27 校）での英語活動は主に学級担任が指導にあたっていますが、市が雇用した小学校向け外国語指導助手（以下 A L T）4 名が各小学校を定期的に訪問し、授業の一部を学級担任とチーム・ティーチング（以下 T・T）で指導しています。中学校（11 校）においては平成 16 年度から A L T を 4 名から 7 名に増員し、英語科のみならず「総合的な学習の時間」や学校行事・部活動でも生徒との交流に活用し、ネイティブスピーカーを通じて「聞くこと」「話すこと」の言語活動を活発に展開しているところです。また、平成 14 年度より市内の小学生向けに公開講座として英会話教室「英語であそぼう！」を開催しており、希望する子ども達が A L T と気軽に英会話を楽しむ機会を設けています。

しかしながら、特に小学校における英語活動は「総合的な学習の時間」の中で国際理解教育の一環として英語に慣れ親しむことを主たる目標として行うという規制があるため、英語による実践的なコミュニケーション能力の基礎を養うところまでの踏み込んだ指導ができないのが実情です。

小学生のうちから英語によるコミュニケーション能力を高める教育を行うことは、英語の言語能力と国際性を備えた市民の育成へと結びつき、将来、市の活性化につながる大切な要件になるものと考えます。

5 構造改革特別区域計画の意義

今日、経済・社会・文化・政治などあらゆる分野でグローバル化が進展し、国際協調や国際理解が強く望まれています。また、I T 社会及びネットワーク社会の進展により国際的な交流はますます盛んになってきています。

急速に進展する国際社会の中で今後求められるのは、日本人として、個人としての自己の確立とともに、広い視野を持ち、異なる文化や生活を理解し尊重する態度や、さまざまな人たちと共に生きる資質や能力を育成することです。そのためにも、外国人に対しても臆せず自信と誇りを持って自分の考えや意思を伝え、相互理解を図ることが重要となります。したがって、国際共通語として最も中心的な役割を果たしている英語によるコミュニケーション能力を子ども達に身に付けさせていくことは、21 世紀を生きる彼らの可能性を大きく広げるものと考えます。このことは、文部科学省『「英語が使える日本人」の

育成のための行動計画』(平成15年3月)においても強調されているところです。

しかしながら、これまでの学校における英語教育では、中学校、高等学校、大学と長い時間をかけて英語を学んでもそれを使いこなして外国人と対等に議論できるような力にまでは育成できていないのが現状です。

そこで注目を集めているのは、小学校の段階から英語教育を計画的に実施し、ネイティブスピーカーの生の英語に数多く触れさせることによって、幼い頃から耳になじませることの大切さです。

本市においては前述のとおり小学校で英語活動を取り入れ実施してきました。しかし、あくまで「総合的な学習の時間」の中での実施のため、国際理解教育の一環としての英語活動であり、「自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断すること」「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育てること」「各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること」をねらいとした学習を展開しなければなりません。したがって、「国際化に向けて異文化への関心や理解を深めるとともに、英語による実践的コミュニケーション能力の育成」という、本市が考える英語教育の目的を十分に達成することが難しい状況にあります。

そこで、本市としては、構造改革特別区域制度の中の構造改革特別区域研究開発学校としての認定を受けることで、市内全小学校で「英語科」の時間を教育課程の中に新設し、英語能力の基礎や英語によるコミュニケーションを図ろうとする資質や能力を培うとともに、中学校との連携を密にすることで、外国人とも積極的にコミュニケーションを図ることができる人材の育成を目指したいと考えます。

こうした早期の英語教育への取り組みを契機として、関連事業も活発化し、英語教育や国際交流に対する市民の関心が高まり、ひいては市全体での国際交流活動の活性化に貢献し、“広く活発に交流・連携するグローバル都市おやま”の実現に向け大きく前進できるものと考えます。

6 構造改革特別区域計画の目標

小山市の構造改革特別区域計画の目標は、これまで本市が行ってきた国際理解教育の実績の上に立って、平成15年に文部科学省が策定した『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』に沿い、意欲的に取り組もうとするものです。

現在行われている「総合的な学習の時間」での「英語活動」については、あくまで国際理解に関する学習の一環として取り扱うこととされ、学習指導要領の総則「総合的な学習の時間の取扱い」の中でも、「児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすること」と示されています。つまり、基本的には、外国語に親しむことで興味・関心や意欲の育成を図ることを主たる目標とした活動と言えます。したがって、現在の取り組みでは、「子ども達に英語による実践的コミュニケーション能力を育成する」という面において、十分な効果が期待できるものとはなり得ていません。また、「総合的な学習の時間」の特質上、指導内容や指導時数についても各学校の創意工夫に委ねられており、将来的には、中学校入学時に英語の学習経験にある程度の差が生じるなどの課題も指摘されています。

そこで、本市としましては、構造改革特別区域計画で研究開発学校としての認定を受けることで、市内の全小学校で「英語科」の授業を無理なく系統的・計画的に実施したいと考えています。小中学校の義務教育課程における英語教育を計画的かつ継続的なものと捉え、中学校の英語科の授業へのスムーズな連携を図るため、小学校において発達段階に応じた系統的なカリキュラムを用いて指導するとともに、原則としてすべての英語活動の授業を学級担任とALTとのT・Tにより実施することで、「英語に楽しみながら慣れ親しませることにより、実践的コミュニケーション能力の基礎を養うとともに、国際感覚を身につけたこどもたちを育成したい」と考えています。

このように小学校段階から英語教育を「実践的なコミュニケーション能力の基礎の育成」という観点から積み重ねることにより、相手を尊重しながら話に耳を傾け、自分の気持ちや考えなどを英語で伝えられるようになり、将来、外国人とも臆することなく接する能力や態度の基礎を培っていきたいと考えます。そして、そうした取り組みにより、本市がめざす「広く活発に交流・連携するグローバル都市」の実現に大きく寄与するとともに、本市産業界における新たなビジネスの創出、今後の国際化・情報化社会の中で活躍できる人材の育成へとつなげていきたいと考えます。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

小学校段階から英語に慣れ親しませ、国際感覚を磨いたり、英語によるコミュニケーション能力を育成することによって、市内小中学校での英語教育の充実が図られます。また、保護者をはじめとした多くの市民に外国語学習や国際理解への興味・関心や意欲を広く喚起することにもつながるため、英語が話せる市民の増加も期待できます。その結果、急速に進んでいる在住外国人との相互理解の促進をはじめ、国際交流事業の推進に伴う産業・経済面での活性化、人的交流の増加による効果、地元企業に貢献できる人材の育成など、地域全体への社会的効果を生み出すことが期待できます。

なお、小学校全校での特例導入4年後をめぐり、英語教育導入の効果として、小学校卒業段階では初歩的な英語を理解し、簡単な英語を聞くこと、話すことができる児童英検GOLDの80%以上を正解できる程度の英語力を身につけることを目指します。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（802）

9 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

○ 小学校英語指導助手（ALT）の市単独採用事業

小学校英語指導助手（ALT）を市が9名採用し、各小学校に派遣することで、原則としてすべての「英語科」の授業を学級担任とのT・Tで行います。

○ オーストラリア キーンズランド州ケアンズ市との友好交流事業

夏休みを利用し、市内中学3年生が現地家庭にホームステイすることで、国際理解の

重要性を肌で感じてきています。また、市役所を表敬訪問したり、現地学校の生徒と交流を深めたりするなど、両市の国際親善に努めています。一方、ケアンズ市の修学旅行生が来日した際には、市内小学校で受け入れ、国際親善の場としています。

○ A L T による小中学生向け英会話教室

現在、市生涯学習課が試行的に小学生向け（希望者）に「英語で遊ぼう！」（土曜日計 25 回）の教室を開催しています。主に外国人指導者が講師となり、ゲームや歌を通して気軽に英語にふれる機会を提供していますが、毎回、希望者が多く好評を博しています。今後はより多くの子ども達にそうした機会を提供するため、会場を増やしていくとともに、中学生を対象とした教室の開催も予定しています。

○ 市民を対象とした英語講座

勤労青少年ホームの事業として、年間を通して市民のために開設している講座の一つで、外国人講師による初級の会話や海外旅行に必要な英会話を学んでいます。今後は韓国語や中国語の講座の開講も予定しています。また、より多くの市民に学習機会を提供するため、将来的には公民館の講座にも組み入れることも視野に入れていきたいと考えています。

○ 小山市国際交流協会の各種事業

市民を主体とした幅広い分野における国際交流及び国際協力を通して、諸外国の人々との相互理解と友好親善に寄与することを目的として活動しています。

平成 16 年度は、インターナショナルフェスティバルをはじめ、在住外国人を対象とした日本語講座、子ども向けの英語講座、在住外国人とのハイキングなどを実施しています。

○ 幼稚園・保育所への A L T の派遣

小学校向け A L T の派遣事業が軌道に乗ってきた時点で、希望する幼稚園・保育所に A L T を派遣し、幼児に遊びやゲームを通して英語や外国文化に親しむ機会を提供したいと考えています。その際には同じ地域にある小学校に派遣している A L T が指導にあたるように配慮します。

○ 中学校への英語指導助手（A L T）の配置

中学校向け A L T を平成 16 年度はそれまでの 4 名から 7 名に増員し、平成 17 年度は 8 名とする予定です。平成 16 年度より比較的規模の大きい学校には各校 1 名を配置するなどして、「総合的な学習の時間」や学校行事・部活動でも生徒との交流を深め、ネイティブスピーカーと「聞くこと」「話すこと」の言語活動を活発に展開しているところです。

○ 小学校英語活動研修事業

平成 14 年度より、教育研究所が教育課題研修の一環として、「総合的な学習の時間における小学校英語活動のあり方」と題して研修を実施しています。模擬授業も含めた実技研修が好評で、希望研修にもかかわらず毎回多くの教員の参加を得ています。今後は全体の教員の英語力向上のための研修プログラムの開発に努めます。

○ 小学校英語活動カリキュラム作成委員会

平成 17 年度の研究推進校での実践をもとに、平成 18 年度の完全実施に向け、小山市小学校英語活動標準年間学習指導計画を作成します。その際に中学校英語科担当教員も参加し、小中連携による系統的な英語教育についても合わせて検討を進めます。

○ 小山市英語教育推進検討委員会

小・中学校長、小学校教諭等から委員を選出し、英語教育推進特区の計画・推進状況についての意見を求めます。

(別紙)

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

小山市内の全市立小学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成17年4月1日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体 小山市

(2) 事業が行われる地域 小山市立全27小学校

(3) 事業により実現される行為

小学校の教育課程に新たに「英語科」を加え、全ての小学校において英語教育を実施します。これまで主に「総合的な学習の時間」の中で、国際理解教育の一環として指導してきましたが、英語による実践的コミュニケーション能力の基礎を養うため、全校にALTを派遣し、学級担任とのT・Tによる「英語科」の授業を行います。1・2学年は教育課程の編成年間授業時数を増やす形で年間10時間、3学年以上は「総合的な学習の時間」から削減して30～35時間を設定します。

平成17年度は市内全小学校を5ブロック程度に分け、各ブロックごとに1つの研究校を設置し、実践を積み重ねることによってブロック内への浸透を図ります。そうした基礎の上に立って、平成18年度からは市内全小学校での実施とします。

5 当該規制の特例措置の内容(802)

(1) 取り組みの期間等

平成16年11月上旬までに市内27小学校から地域的なバランス・学校規模・これまでの英語活動の取り組み状況等を考慮し、研究推進校として5校程度を教育委員会が指定する予定です。年度内に新設教科「英語科」の目標・内容等を共通理解する場を設け、実施に向け準備を進めます。

小学校1年生から小学校6年生までの児童を対象に、平成17年度は研究推進校にて実施し、平成18年度からは市内全小学校にて開始します。

平成22年度には、平成18年度時の小学校3年生は小学校6年生に、小学校5年生は中学3年生になることから、これを1サイクルとして取り組み、事業の評価・見

直しを実施します。

(2) 教育課程の基準によらない部分

市内全小学校において、教育課程の中に新たな教科として全学年に「英語科」を設置します。

小学校3学年以上は「総合的な学習の時間」から学校の実態に応じ30～35時間を削減し、「英語科」の時間に充てます。

(3) 小学校教育課程の編成、実施における特例措置

学校教育法施行規則第24条

「小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によって編成するものとする。」に「英語」を加える。

学校教育法施行規則第24条の2に示されている別表第1を次のように改める。

【教育課程表】

区 分	各教科の授業時数									道徳 の授 業時 数	特別 活動 の授 業時 数	新設 教科 英語	総合的 な学習 の時間 の授業 時数	総授業 時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育					
第1学年	272		114		102	68	68		90	34	34	10		792
第2学年	280		155		105	70	70		90	35	35	10		850
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	30~35	70~75	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	30~35	70~75	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	30~35	75~80	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	30~35	75~80	945

平成17年度小学校5校程度実施、平成18年度27校完全実施に向けての特例措置

(4) 規制の特例措置の必要性

小学校第3学年以上において実施されている現在の「英語活動」については、「総合的な学習の時間」の中での取り組みのため、あくまで国際理解に関する学習の一環として取り扱うこととされ、基本的には、外国語に親しむことで興味・関心や意欲の育成を図ることを主たる目標とした活動となっています。したがって、現状では、本市が目指している「小学校の段階から英語による実践的コミュニケーション能力の育成」という

面では、十分な効果が期待できるものとはなり得ていません。それに加えて「総合的な学習の時間」の特質上、指導内容や指導時数についても各学校の創意工夫に委ねられているため、中学校入学時に英語の学習経験にある程度の差が生じてしまうといった課題も指摘されています。

一方、小学校１・２年生の英語活動については、特に学習指導要領に明示されていません。しかし、外国語の発音指導などは、低年齢から始めた方が効果的と言われており、実際にこれまでの本市における取り組みからも、学年が下がるほど外国人や外国語に対する抵抗感が少ないという実態が見られます。そうした点から外国人から早期に指導を受けることにより、英語教育で最も大切なヒヤリング能力、発音やリズムを重視したスピーキング能力を身につけさせるが可能となり、将来、外国人とも臆することなくコミュニケーションを図ることができる市民の育成にもつながるものと考えます。

そこで、本市では、小学校において「英語科」を新たな教科として位置づけ、市内全小学校で１年生から英語に親しませたいと考えます。

こうした取り組みにより、本市がめざす『広く活発に交流・連携するグローバル都市』の実現に近づくことができると同時に、文部科学省が打ち出した「英語が使える日本人の育成のための行動計画」の中の「国際理解教育の推進」「国際交流の推進」「英語学習のモチベーションの向上」にもつながります。

したがって、「教育課程の編成」および「教育課程の基準」に特例措置を設け、小学校で英語教育を体系的に実施するために新たな教科として「英語科」を設置する必要性があると考えます。

（５）要件適合性を認めた根拠

本市の新たな「英語科」の目標は「英語に楽しみながら慣れ親しませることにより、実践的なコミュニケーション能力の基礎を養うとともに、国際感覚を身につけた児童を育成する」ことである。つまり、実践的なコミュニケーション能力と国際感覚を身につけた人材を育てることであり、これは「世界平和と人類の福祉への貢献」を基本理念とした日本国憲法や教育基本法に基づいたものです。

また、学校教育法第１８条第２号には「郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと」とあります。国際社会の一員としての自覚と責任を持つことはもちろん、その基盤となる、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えをきちんと伝えていくことができる表現力や実践的なコミュニケーション能力の育成は、今後ますます必要性を増すものと思われます。

さらに、平成１５年３月には、文部科学省より『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』が発表され、子ども達の将来のためにも、また、わが国のより一層の発展のためにも「英語が使える日本人」の育成の必要性が強く謳われたところです。これを受けて平成１６年３月には中央教育審議会教育課程部会に外国語部会を設置され、小学校の英語活動の課題について検討がされているところであり、本計画もそうした流れを視野に入れたものです。

本計画を実施するにあたり、３学年以上で「総合的な学習の時間」の授業時数を一部削減して、新たな領域として「英語科」の時間に充てますが、以下の理由により、学校

教育の目標は達成できるものと考えます。

新たに位置づけられる「英語科」の時間は、「英語に楽しみながら慣れ親しませることにより、実践的コミュニケーション能力の基礎を養うとともに、国際感覚を身につけた児童を育成すること」をねらいとなっています。したがって、「総合的な学習の時間」の中で国際理解教育の一環として行っている現在の英語活動のねらいと共通する部分があることから、各学校のこれまでの取り組みをふまえると、時数削減をしても十分に「総合的な学習の時間」のねらいが達成できるものと考えます。

小学校における新たな「英語科」の時間によって培われる英語による実践的コミュニケーション能力の育成は、他と関わろう、関わろうとする積極的な姿勢として必ず反映されるため、「総合的な学習の時間」における「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること」とも相互に作用・補完し合うことで相乗的な効果を発揮できるものです。したがって、子どもたちの「生きる力」の基礎・基本になり得るものと確信します。

(6) 計画初年度の教育課程の内容等

研究推進校での実践

平成 17 年度は、市内 27 小学校の中から地域的なバランス・学校規模・これまでの英語活動の取り組み状況等を考慮し、5 校程度を指定し、実践をしていきます。本市では既に道徳教育や情報教育において拠点校方式に取り組んできた実績があり、それぞれの推進校での成果を他の学校へ波及させていくというシステムが整っています。また、研究推進校以外の学校でも平成 18 年度の完全実施を視野に入れ、可能な範囲で英語教育の充実に努めるよう促します。

カリキュラムの作成

研究推進校の研究主任の他に、小学校英語活動で中心的な役割を果たしている教員や中学校の英語科担当教員などにより構成された小山市小学校英語活動カリキュラム作成委員会を発足させます。研究推進校の実践をもとにして本市の実態に合った小学校英語活動のカリキュラムを作成する予定です。その際に、本市がこれまで独自に作成した『楽しい英語活動手引き集』(平成 14 年度)、『楽しい英語活動手引き集 第 2 集』(平成 15 年度)、『楽しい英語活動手引き集 第 3 集』(平成 16 年度作成予定)を土台としながら内容を膨らませることで、これまでの取り組みを活かします。

指導方法

学級担任と A L T による T・T により授業を行います。なお、児童の負担過重とならないように音声や身体全体を使った「聞く・話す」活動を中心に行い、文字の指導については、必要に応じた程度で取り扱うこととします。

1 単位時間の指導時間は、授業時間の弾力的な運用の流れを受け、学校の創意工夫に期待します。したがって、45 分で実施する学校や 20 分で実施する学校があった

り、それらを組み合わせたりする学校も予想されます。ただし、実質的な指導効果を考慮し、1 単位時間は 20 分を下回らない授業時間で編成するように指導助言します。

なお、転入児童に対する対応については、学習の中で対応していくか個別指導で対応するか、児童の状況に応じて方策を考えていきます。

評価について

学習内容に応じて、行動観察、自己評価、児童の相互評価を適宜取り入れ評価を行います。通知票、指導要録には数値による評定ではなく、記述式による評価とし、評価の観点としては「英語への関心・意欲・態度」「英語によるコミュニケーション能力」「異文化への関心・理解」を予定しています。具体的には、研究推進校の実践を通して、カリキュラム作成委員会にて検討し、平成 18 年度の完全実施までに提示したいと考えます。

指導できる人材の育成

「英語科」の授業は A L T の協力を得ながらもあくまで学級担任が主となります。したがって、小学校教員の英語力をいかに高めるかは重要な課題です。そこで、小学校教員を対象とした英語指導研修講座を開設したり、ブロックごとの研究推進校での公開授業研究会を実施したりするなどして、学級担任が自信をもって授業に臨めるよう、指導技術の向上を目指します。また、小学校英語活動中央研修などに参加している教員の活用を図りながら、市全体の小学校教員の英語指導力の向上を図ります。

教材・教具

本計画を実施するにあたり、これまで本市が取り組んできた「英語活動」の成果を生かしていきます。これまで各校が創意工夫して作成してきた教材・教具を共有化することで、全体の財産となるような手立てを講じます。そうした自作教材に加え、音声教材や放送番組なども利用しながら、一人ひとりが楽しんで英語学習に取り組めるように努めます。

小中連携について

カリキュラム作成の段階で中学校の英語科担当教員が関わるのはもちろん、小学校の教員が中学校の英語の授業を参観したり、中学校の英語科担当教員が小学校の「英語科」の授業を参観したりする場を設定し、研究協議を行う機会を設けることで、小中学校間の英語教育の連携を密にし、小学校で身につけた能力や態度を中学校でさらに伸張させたいと考えます。中学校での英語教育を意識しながら、小学校段階から発達段階に応じた実践的なコミュニケーション能力の育成を図ることが重要と考えます。

各学年の目標・内容等

英語科の目標

英語に楽しみながら慣れ親しませることにより、実践的なコミュニケーション能力の基礎を養うとともに、国際感覚を身につけた児童を育成する。

	目 標	内 容	主な題材
低 学 年	英語にふれる ・ 英語のリズムや音声に親しむ。 ・ 英語活動を楽しみ、友だちと英語でふれあう喜びを体験する。 ・ 外国や日本の行事や習慣などにふれ楽しむ。	・ 歌、リズム遊び、ゲームなどの活動を通して、楽しく英語にふれる。 ・ あいさつやものの名前などを英語で聞いたり話したりして友だちとふれあいを楽しむ。 ・ 外国や日本の行事や習慣などについて歌や遊びを通して楽しむ。	・ あいさつをしよう ・ 体を動かして遊ぼう ・ 動物園へ行こう ・ 色で遊ぼう ・ フルーツの国へようこそ ・ ハロウィンを楽しもう ・ クリスマスを楽しもう ・ 家族
中 学 年	英語に慣れる ・ 英語を聞いたり話したりすることに慣れる。 ・ 英語を使って友だちや外国の人とコミュニケーションする。 ・ 外国や日本の習慣に興味を持つ。	・ 歌、ゲーム、簡単なあいさつなどの活動を通して、簡単な英語を聞いたり話したりする。 ・ 英語であいさつしたり、簡単な英語を使って、身近な場面で質問したり依頼したりする体験をする。 ・ 外国や日本の生活や習慣の違いに気付く体験をする。	・ カウント・ザ・ナンバーズ ・ 今、何時？ ・ どこから来たの？ ・ 何曜日？お天気はどう？ ・ 教室を紹介しよう ・ 英語劇をしよう ・ 買い物に行こう ・ 日本の遊びを A L T と ・ 友達にインタビュー
高 学 年	英語に親しむ ・ 積極的に英語を聞いたり話したりしようとする。 ・ 自分の言いたいこと、伝えたいことを簡単な英語で表現したり、相手の話す英語を聞いたりする。 ・ 生活や考え方を尊重しつつ、外国の人とコミュニケーションを図ろうとする。	・ 簡単な英文を聞いたり話したりする活動を通して、英語の音声の特徴や文字に興味をもち、積極的に模倣したり、使ったりする。 ・ 自己紹介、家族紹介など身近な場面を設定した体験活動を通して、簡単な英語やジェスチャーなどを用いて自己表現したり、友人や外国の人と交流を行ったりする。 ・ アルファベットを読んだり、書いたりする。 ・ 身近な単語や文の文字をなぞったり、見て書いたりする。 ・ 外国や日本の生活や文化の違いを理解する体験をする。	・ 教えて！君のこと ・ 友達になろう ・ 好きな季節は？誕生日は？ ・ もういいかい？ ・ ねえ、何しているの？ ・ 道案内ゲーム ・ Flea Market ・ 外国の人と話したいな ・ 日本の伝統文化の紹介 ・ 私の夢 ・ ハッピークリスマス！ ・ すてきなプレゼント ・ 日本の昔話を英語で伝える ・ 外国の料理を紹介しよう ・ 電話で話そう ・ ビデオレターを出そう ・ 旅行に出かけよう ・ 感謝のこころを伝えよう